

頁	改正前	改正後	頁
第7編-2	<p>第7編 河川海岸編</p> <p>第1章 堤防・護岸</p> <p>第5節 護岸基礎工</p> <p>1-5-1 一般事項</p> <p>1. 一般事項</p> <p>本節は、護岸基礎工として作業土工、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第7編 河川海岸編</p> <p>第1章 堤防・護岸</p> <p>第5節 護岸基礎工</p> <p>1-5-1 一般事項</p> <p>1. 一般事項</p> <p>本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	392
第7編-4	<p>1-5-6 海岸コンクリートブロック工</p> <p>6. 養生</p> <p>コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	<p>1-5-6 海岸コンクリートブロック工</p> <p>6. 養生</p> <p>受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定によらなければならない。</p> <p>なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	394
第7編-6	<p>第6節 護岸工</p> <p>1-6-2 材料</p> <p>4. 設計図書の監督員の承諾（1）</p> <p>アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第6節 護岸工</p> <p>1-6-2 材料</p> <p>4. 設計図書の監督員の承諾（1）</p> <p>受注者は、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	396
第7編-7	<p>1-6-5 コンクリート被覆工</p> <p>1. 止水板の施工</p> <p>受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じない</p>	<p>1-6-5 コンクリート被覆工</p> <p>1. 止水板の施工</p> <p>受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよ</p>	397

頁	改正前	改正後	頁
第7編-7	<p>ようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>1-7-1 一般事項</p> <p>本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>う設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>1-7-1 一般事項</p> <p>本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	397
第7編-10	<p>第11節 カルバート工</p> <p>1-11-1 一般事項</p> <p>2. 一般事項（2）</p> <p>受注者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第11節 カルバート工</p> <p>1-11-1 一般事項</p> <p>2. 一般事項（2）</p> <p>受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	400
第7編-10	<p>1-11-2 材料</p> <p>受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-11-2 材料</p> <p>受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	400
第7編-10	<p>第12節 排水構造物工</p> <p>1-12-1 一般事項</p>	<p>第12節 排水構造物工</p> <p>1-12-1 一般事項</p>	400

頁	改正前	改正後	頁
第7編-11	<p>本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、集水桝工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-12-5 管渠工</p> <p>7. コルゲートパイプの布設</p> <p>(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。<u>また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</u></p>	<p>本節は、排水構造物工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、集水桝工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>1-12-5 管渠工</p> <p>7. コルゲートパイプの布設</p> <p>(2) 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p>	401
第7編-13	<p>1-12-6 場所打水路工</p> <p>6. 止水板の施工</p> <p>受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p>	<p>1-12-6 場所打水路工</p> <p>6. 止水板の施工</p> <p>受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p>	403
第7編-13	<p>第13節 付属物設置工</p> <p>1-13-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第13節 付属物設置工</p> <p>1-13-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。</p>	403
第7編-14	<p>第14節 付帯道路工</p> <p>1-14-1 一般事項</p>	<p>第14節 付帯道路工</p> <p>1-14-1 一般事項</p>	403

頁	改正前	改正後	頁
第7編-17	<p>本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>第2章 突堤・人工岬 第4節 突堤基礎工 2-4-1 一般事項 1. 適用工種</p> <p>本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>第2章 突堤・人工岬 第4節 突堤基礎工 2-4-1 一般事項 1. 適用工種</p> <p>本節は、突堤基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。</p>	407
第7編-29	<p>第4章 浚渫（海岸） 第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 4-2-3 作業船及び機械運転工</p> <p><u>受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規定による。</u></p>	<p>第4章 浚渫（海岸） 第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 4-2-3 作業船及び機械運転工</p> <p><u>作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規定による。</u></p>	419
第7編-30	<p>第3節 浚渫工（グラブ船） 4-3-3 作業船運転工</p> <p><u>受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画に記載しなければならない。</u></p>	<p>第3節 浚渫工（グラブ船） 4-3-3 作業船運転工</p> <p><u>作業船運転工の施工については、第6編2-3-3作業船運転工の規定による。</u></p>	420